

香川大学大学院法学研究科学位細則

平成 16 年 4 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この細則は、香川大学学位規則第 26 条の規定に基づき、香川大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）における学位論文の審査等に関し必要な事項を定める。

(論文の提出)

第 2 条 論文の審査を受けようとする者は、修了予定年次の 1 月 10 日（休日の場合は翌日、日付については、以下同じ。）までに学位論文審査願（様式 1）に論文及び論文要旨を添えて提出するものとする。

ただし、前期末修了予定者は、許可を得て、6 月 30 日までに提出することができる。

(論文題目届の提出)

第 3 条 論文を提出しようとする者は、10 月 31 日（前期末修了予定者は、4 月 30 日）までに、研究指導教員の承認を得て、論文題目届（様式 2）を研究科長に提出するものとする。

(論文審査及び最終試験)

第 4 条 審査委員は、論文の審査及び最終試験の結果を学位審査結果報告書（様式 3）により、所定の期日までに研究科長に報告するものとする。

(雑 則)

第 5 条 本研究科における学位論文の審査等に関する作成要領の細目は、別に定める。

補足

修了要件

在学期間を満たし、必修授業科目（演習）を含め 30 単位以上を修得及び学位論文を提出し最終試験（論文審査及び口述試験）に合格することを修了要件とする。